

議案第40号

石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年石垣市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「抽選」を「抽選又は選考」に改める。

第11条第1項中「公開抽選」を「公開抽選又は選考」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（子育て世帯を支援するための期限付入居）

第12条の2 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合は、公営住宅でその存する区域及び周辺区域の状況その他の実情に照らして子育て世帯を支援するために特に適当と認める者への入居を10年を超えない範囲内において規則で定める期間(以下この条及び第42条において「入居許可期間」という。)に限り、許可することができる。

(1) 入居の申込みをした日において入居申込者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)の年齢が45歳以下であること。

(2) 入居の申込みをした日において入居申込者又はその配偶者と現に同居し、又は同居しようとする子(満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。次号において同じ。)がいること。

(3) 入居申込者及びその子が同居すること。

(4) 第1号に規定する配偶者及び第2号に規定する子以外の同居者がいないこと。

2 前項の規定による許可(以下この条において「期限付入居許可」という。)は、その更新がなく、入居許可期間の満了によってその効力を失う。

3 市長は、期限付入居許可をしようとする場合は、前項に規定する事項について、書面を交付することにより説明を行うものとする。

4 前項の説明を受けた入居決定者は、当該説明を受けたことを証する旨及び入居許可期間が満了する日までに当該公営住宅を明け渡すことを誓約する旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

5 入居許可期間の満了する日の1年前から6月前までの間に入居者に対して市長が行う入居許可期間の満了により期限付入居許可が効力を失う旨の通知は、その旨を記載した書面を交付することにより行うものとする。

6 期限付入居許可を受けた者は、その入居許可期間が満了する日までに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

7 市長は、入居許可期間が満了する日において入居者が次に掲げる条件を具備すると認められる場合又は特にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認める場合は、当該入居者の申込みにより、改めて期限付入居許可をすることができる。この場合において、第1項中「10年を超えない範囲内において規則で定める期間」とあるのは「5年を超えない範囲内において規則で定める期間又は次条の承認を受けて現に同居している子のうち最年少の者が満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで

の間(特にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認める場合にあっては、当該特にやむを得ない事情が解消するときまでの間)のいずれか短い期間」とする。

(1) 入居許可期間が満了する日において、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と次条の承認を受けて同居していること。

(2) 第29条第1項若しくは第2項又は第42条第1号から第7号までの規定に該当しないこと。

8 期限付入居を許可した場合においては、第5条第6号及び第7号並びに第35条の規定は適用しない。

第42条第4項中「請求の日の翌日」を「請求の日の翌日又は入居許可期間が満了した日の翌日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年6月8日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

市営住宅の入居者選考について、従来の抽選方式に加え、住宅困窮度に基づく点数評価方式を規定するとともに、新たに期限付入居制度を導入するため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年石垣市条例第13号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合には次の各号の一に該当する者のうちから<u>抽選</u>により入居者を決定する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(あき家補充入居者)</p> <p>第11条 市長は、明け渡された市営住宅の補充入居を行うために、毎年1回及びその他必要な時期に補充入居者を公募し、<u>公開抽選</u>によって入居順位を定めておかなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が、入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合には次の各号の一に該当する者のうちから<u>抽選又は選考</u>により入居者を決定する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(あき家補充入居者)</p> <p>第11条 市長は、明け渡された市営住宅の補充入居を行うために、毎年1回及びその他必要な時期に補充入居者を公募し、<u>公開抽選又は選考</u>によって入居順位を定めておかなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(子育て世帯を支援するための期限付入居)</u></p> <p>第12条の2 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合は、<u>公営住宅</u>でその存する区域及び周辺区域の状況その他の実情に照らして<u>子育て世帯を支援するために特に適当と認める者への入居を10年を超えない範囲内において規則で定める期間(以下この条及び第42条において「入居許可期間」という。)</u>に限り、許可することができる。</p> <p>(1) <u>入居の申込みをした日において入居申込者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)</u>の年齢が<u>45歳以下</u>であること。</p> <p>(2) <u>入居の申込みをした日において入居申込者又はその配偶者と現に同居し、又は同居しようとする子(満12歳に達する日以後の最初の</u></p>

3月31日までの間にある者に限る。次号において同じ。)がいること。

(3) 入居申込者及びその子が同居すること。

(4) 第1号に規定する配偶者及び第2号に規定する子以外の同居者が
ないこと。

2 前項の規定による許可(以下この条において「期限付入居許可」とい
う。)は、その更新がなく、入居許可期間の満了によってその効力を失
う。

3 市長は、期限付入居許可をしようとする場合は、前項に規定する事
項について、書面を交付することにより説明を行うものとする。

4 前項の説明を受けた入居決定者は、当該説明を受けたことを証する
旨及び入居許可期間が満了する日までに当該公営住宅を明け渡すこと
を誓約する旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

5 入居許可期間の満了する日の1年前から6月前までの間に入居者に対
して市長が行う入居許可期間の満了により期限付入居許可が効力を失
う旨の通知は、その旨を記載した書面を交付することにより行うもの
とする。

6 期限付入居許可を受けた者は、その入居許可期間が満了する日まで
に当該公営住宅を明け渡さなければならない。

7 市長は、入居許可期間が満了する日において入居者が次に掲げる条
件を具備すると認められる場合又は特にやむを得ない事情として規則
で定めるものがあると認める場合は、当該入居者の申込みにより、改
めて期限付入居許可をすることができる。この場合において、第1項
中「10年を超えない範囲内において規則で定める期間」とあるのは「5
年を超えない範囲内において規則で定める期間又は次条の承認を受け
て現に同居している子のうち最年少の者が満15歳に達した日以後の

(住宅の明け渡し請求)

第42条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明け渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

5・6 (略)

最初の3月31日までの間(特にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認める場合にあっては、当該特にやむを得ない事情が解消するときまでの間)のいずれか短い期間」とする。

(1) 入居許可期間が満了する日において、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と次条の承認を受けて同居していること。

(2) 第29条第1項若しくは第2項又は第42条第1号から第7号までの規定に該当しないこと。

8 期限付入居を許可した場合においては、第5条第6号及び第7号並びに第35条の規定は適用しない。

(住宅の明け渡し請求)

第42条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日又は入居許可期間が満了した日の翌日から当該市営住宅の明け渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

5・6 (略)